

WORKS

Empower&Energize

No146
2021/04

名東福社会は名古屋市と日進市を中心に
知的障害者を中心とする福祉活動を行っています

職員による利用者虐待のお詫び

社会福祉法人 名東福社会
理事長 山田 達巳

ご利用者、関係者の皆様におかれましては、日頃より、社会福祉法人名東福社会の障害者支援事業についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

昨年8月に当法人が運営しております事業所におきまして、名古屋市より虐待通報があつたとの指摘を受けました。速やかに内部調査をおこない、調査結果を弁護士にも相談の上、当法人として虐待があつたとの判断をいたしました。行為者につきましては、就業規則どおり即時解雇の制裁処分を科しております。

このような事態が発生し、ご利用者、ご家族をはじめ多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

レジデンス日進
元副所長 大野 安彦

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

従事者による虐待を防止するために

今回の件に関して、この半年間は、ご利用者、ご家族以外に、いつ、どのような方法でお伝えすべきなのかを考えてまいりましたが、職員の中で、虐待に対する意識の変化を感じられるよ

うになり、このタイミングでのご報告とさせていただきました。処分決定以降は、処分を科しはしま

たが、職員個人の問題としてしま

うなり、このタイミングでのご報告とさせていただきました。また愛知県内の別の事業所では、重大な虐待事件が発生し今も捜査が続けられています。

のではなく、法人として再発防止計画を作成し、計画を法人内で共有するとともに、該当事業所を中心に法人内すべての事業所で再発防止に取り組み、

また、職員による虐待があつたという事実に真摯に向き合い、虐待のない利用者支援をおこなっていくために、大野氏の文章でも触れられていますが、

からお詫び申し上げます。また愛知県

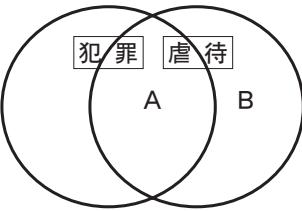
今年度より虐待防止委員会立ち上げの準備に入ることが決まっております。先の再発防止計画の遂行も含め、ご利用者に適切な支援を提供し、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆虐待はなぜ“いけない”のか

虐待と聞いて多くの人が思い浮かべるのは、殴る、脅す、拘束する、といった具体的のおこないではないでしょうか。虐待者虐待防止法では「身体的／性的／精神的／経済的虐待、および放置等に類型されていて、こうした行為を支援従事者や保護者等が、障害者に対しておこなったとき、虐待したとみなされます。でも、本来これらの行為は、わざわざ虐待という言葉で呼ばなくても「暴行、監禁、脅迫、業務放棄」など、刑事罰の対象となる犯罪（図のA）です。相手が誰だろうと、人を傷つけたら罰せられるのはあたりまえですね。

ではなぜ、こうした犯罪の一部を「虐待」と呼び、あえて特別に扱う必要があるのでしょうか。「人を害したら警察に逮捕される」だけで済まされ

ないのはなぜでしょうか。それは、犯罪ではないが、人が人にすべきではないこと（図のB）が、虐待という言葉には含まれるからにほかなりません。犯罪行為には及ばずとも、人の気持ち／心に大きな傷を負わせるもの。この点で、虐待はいじめにも似ています。する側も、される側にとっても、心にかかることだから、「思つただけで、手は出していない」では済まない大切な問題が潜んでいるのです。



◆人の心を禁止できるか
死刑囚は「重度障害者は不幸だ、生きていられない」と考えていましたそ
うですが、もし彼が実際に誰も殺傷しなかったとすれば、おそらく何の罪にも問われることはなかったでしょう。

◆一方的な力関係による
津久井やまゆり園の職員だった植松死刑囚は「重度障害者は不幸だ、生きていられない」と考えていましたそ
うですが、もし彼が実際に誰も殺傷しなかったとすれば、おそらく何の罪にも問われることはなかったでしょう。

*虐待には、犯罪と重なる部分(A)も重なる部分(B)もある
Bは目に見えない
*犯罪として立件されるのは重なる部分(A)だけ

でも、心中ではそういうことを思いながらずっと施設で働き続けていたら・・・という状況を、利用者の立場からさせます。「人の心をとがめる」ということは、場合によってはとても危険なことです。もし自分の信じている思想／信条／宗教が禁止されたら、と想像してみましょう。信じるだけで罰せられてしまう社会の恐ろしさを、人類は歴史上幾度となく経験してきました。だからこそ思想信条の自由は、だれも侵しません。しかし、大切な基本的人権とされています。

人がある特定の人を嫌悪したり違和感をいだくのは、選好の自由にもかかることで、禁止によって消滅させるることはできません。したがって、図Bの部分は決して根絶できない。虐待防止の取り組みは、まずこの事実（人間性の本質）を認めるところからはじめます。されど、この問題は、必ずしもはつきり目に見える身体や財物だけでなく、心の内面にまで一方的な力関係が及ぶために、する側が気づかないことさえあること。従事者が意図する／しないにかかわらず陥ってしまう関係です。

◆一方的な力関係による
中で、保護する者が、される者的人格を虐げる行為であり、だからこそ一方的関係では、強い側は弱い側の人格を貶めてはならない義務を負うのです。

一方的とは、ずっと保護され続ける人と、し続ける人が固定していて、入られることが多いです。そもそも人と人は対等なはずなのに、する側とされる側に二分され、される側は表せない力関係、強者と弱者の関係だとしても、それを訴えたり言い負ったとしても、それを拒否できず、苦痛や傷を負ったとしても、それを訴えたり言い表せない力関係、強者と弱者の関係だということ。しかもはつきり目に見えない「指導」「訓練」等の取り組み（自立支援サービス等）がなされます。それらは通常、その人のために、その人の生活の質の向上を目的としたものであります。

◆自覚のない虐待こそ深刻
「保護」にせよ「支援」にせよ、人に対して介入する行為を、従事者はふつう善かれと思ってしていることでしょう。そういう善意ではなく、ネグレクトされ（例外的に家族は無償従事者ですが）、一方的な保護関係をとり結びます。されど、当然に刑事罰の対象です。その根っこには強い差別意識があるはずなので、これは重大な問題なのですが、ひとまず本論では考察からはずします。その上で善意による目的志向の虐待について考えてみましょう。

一般に知的障害者には、善意に基づく「指導」「訓練」等の取り組み（自立支援サービス等）がなされます。それらは通常、その人のために、その人の生活の質の向上を目的としたものですね。

うのはまさにコレ。従事者の「熱意」が虐待を生む構図は、典型的ですね。

◆折り合うための想像力と知識

支援者の意図と利用者の意図が相反

するとき、一方的強者である支援者側が意図を強制しようとするとき、虐待は生じます。そうかといって、何でも利用者の欲求のままに任せていたのは（たとえば食べたいだけ食べ続けて健康を害するなど）、結果として利用者自身の生活の質が低下することになります。支援者が利用者になんとかしてやめてほしいと思ったときなど、大切なのは、双方がじゅうぶんに納得し、折り合いをつけられるかどうかでしょう。

そのためにはどうすればいいかといえば、相手の心を想像することです（なぜそんなに食べ続けるのだろう）。

◆風土を意識する

さきに「支援者の意図」と利用者の意図が反するとき」虐待が生じると述べましたが、この「支援者の意図」の大部分は「組織の意図」と同じです（もし違うのならそれは組織ガバナンスの問題です）。「時間どおりに動いてくれない」「きまったく作業をしてくれない

考え方等の様式を、組織風土といいま
す。手順書やマニュアルとして明文化
されておらず、業務上従うべき根拠は
ないはずなのに、みな「なんとなく／
あたりまえ」なものごとの数々。組織
を日々運営している管理者は、こうし
た無意識の風土にもっとも敏感でなけ

ここまで、支援に従事する職員がぜひともすべきことを、述べてきました。では、支援事業を運営管理する法人／事業所／組織は何をすべきでしょうか。

いながら、なかなか「動かせない／止められない」職員が肩身の狭い思いをしていませんか。それらはすべて虐待の背景要因となり得ます。

◆透明な組織を

個々の職員の一利用者を動かせる／止

◆透明な組織を

と。自分の支援行為が利用者的人格を
虐げていなか。つねに謙虚に反省で
きること。そういう想像力を背景に適
切なコミュニケーションをとり続ける
ことです。

「きまつた場所に居てくれない」といつた職員の悩みは、それらを「決めていける」はずの組織の課題として、組織的に解決されるべきですね。それこそ応用行動分析等の計画的組織的運用のし

事業所が提供するサービスのソフト面はいうに及ばず、設備等ハード面を含め、事業所全般の業務内容（明文化されたものだけでなく）をつねに見直されねばなりません。

これを防ぐには、支援に他者の目を入れ続ける仕組みが必要です。そのため、アセスメント—個別支援計画—実行—モニタリング—計画の修正という手順を踏み続けること。なおかつ、この過程になるべく多くの職員（だけではなくできれば第三者も）が関与できること。透明でオープンな議論を充分に保障することが、管理者の責務なのです。

◆心は禁止できない

何らかの虐待が明らかになつたとき、組織としては経緯を調査したうえで、職員管理や研修体制を強化するといつた対策を講じます。これは現行法制度に即した当然の措置ではありますようが、けれど忘れてならないのは、そうはいっても人の心は禁止（管理）できない、罰や監視で虐待は無くせないということです。植松死刑囚（この呼称はとても嫌な響きですね）に、「君の考えは間違っている」と百万遍説教したとして、はたして彼は自分の考えを変えるでしょうか。否ひよつとすると変わらざるが、それは彼が自分で自分の誤りに気づいたときです。所詮、人の心を強制／管理するのは無理というものです。

彼が実際に様々な困難に直面しているだろう障害者施設での支援という仕事に、もしも彼なりの意味を見いだせていたら、あのような考えは抱かなかつたのではないでしょうか。津久井やまゆり園では彼が就職する以前から、入所者への身体拘束が恒常的におこなわれていたことが、その後の調査等によって明らかになっています。つまり

彼は、そのように扱われる利用者をまたににする経験を積むことで、いつしかそれがあたりまえとなり、そのように扱われる人は不幸な存在だと

思うに至つたのではないでしようか。

やまゆり園での身体拘束が、たとえば必要やむを得ずおこなわれていたのだとしても（強度行動障害を抑制する必要があった等といわれています）、それをあたりまえ（の風土）にせず、何か他の手段はないか組織的に考え方を続けられていれば、あのような虐殺（嫌な言葉です）は起きなかつたので

はないでしようか。

虐待防止は、何か特別の手段が必要な大事業ではありません。ただ現場の苦悩をなるべく減らし、否定的感情に

支配されず肯定的感情をもつて支援業務に向かえる職場環境の整備／風土づくり、すべては小さな組織実践の積み重ねが、虐待防止への最短の道なのです。

◆防止のための好機として

：虐待防止委員会の設置

繰り返します。虐待防止は、特別な事業ではありません。これまでの日常業務をひとつひとつ組織的に見直していく、細かで地道な作業の積み重ねで

上で法人／事業者としては、今回の虐待事例の顕在化はとてもよい機会となつたと考えます。

ほとんどの虐待事件では、その事業

所にとっては「まさか」の事態、気づいてもいなかつたことだといわれます。

だからこそ「気づかなかつた」事実への組織的責任が問われるのですが、さ

らに厳しく戒められるべきは、「ひょっとしたら」という微かな気づきが組織内にあつた場合でしょう。それがどれほど期間、どこまでの職階レベルで潜伏していたかによって、深刻さには差が生じますが、いずれにせよ昨秋の

場合、通報によって明るみに出たことは、法人／事業所にとってとても意味があることでした。

利用者、家族、職員、その他関係者にとって、通報（告発）はかなりハーハードルの高い、勇気のいる行為でしう。しかし通報とは、日常の支援業務に素直な疑問を呈することだと考えれば、そのハーハードルはいくぶんか低くなるのではないかでしょうか。

す。名東福祉会はこのための取り組みとして、今年度一年間を準備期間として、虐待防止委員会を設置します。具体的

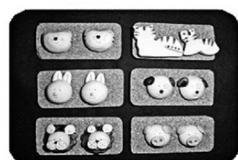
形態は確定次第お知らせいたしますが、ぜひとも透明で実効性のある委員会をめざします。そのようなチャレンジの好機を名東福祉会に与えてくださった通報者には、重ねて感謝申し上げます。

生活の場と日中活動の場の連携

メイトウ・ワークス



生活介護 30名



陶芸小物

はまなす

生活介護 25名



スポーツ大会

レジデンス日進



施設入所支援 40名
生活介護 40名
短期入所 7名



天白ワークス

生活介護 35名



喫茶 ロト
クッキー
焼き菓子



デイケア事業



ナイトケア事業



上ノ山ホーム（1～3）
グループホーム 27名



相談支援事業

指定相談事業所

はまなす

ご寄付ありがとうございます

令和2年3月1日～令和3年3月31日

◆メイトウ・ワークス

加藤 様 近藤 正俊 様 酒井 文雄 様

◆天白ワークス

青山 武司 様 加藤 力 様 北川 史郎 様 近藤 圭吾 様

谷本 幾史 様 長井 淳 様 丹羽 文芳 様 長谷川 徹 様

水嶋 正直 様 水谷 幸江 様 村口 龍一 様 天白ワークス家族会 様

◆はまなす

今津 俊典 様 大伴 幸三 様 加藤 公英 様 木村 恵子 様

佐知美津子 様 白井 道子 様 杉原 活好 様 鈴木 和子 様

中井 昌誉 様 原田不二夫 様 藤井 保郎 様 藤田 忠弘 様

堀田 英治 様 麦島 厚 様 矢野 都 様 肆矢 弘光 様

山田 幸造 様 はまなす家族会 様

◆レジデンス日進・上ノ山ホーム

相羽 京子 様 伊藤 和幸 様 北川 史郎 様 小池 紀子 様

近藤 正俊 様 林 輝夫 様 原田不二夫 様 吉田 征一 様

阿部 久 様 阿部 理平 様 大村 茂夫 様 近藤 圭吾 様

河津元子様後見人 伊藤 裕通 様 谷本 幾史 様 松原 諒子 様

レジデンス日進家族会 様 上ノ山ホーム家族会 様

◆本部

神谷 光春 様 (株)BEX 様 松田 紗子 様 牧 公三 様

松田 信孝 様 松原 諒子 様 吉田 征一 様

名東福祉会のホームページ

ホームページアドレス <http://www.meito.or.jp>



●社会福祉法人 名東福祉会

〒470-0124 日進市浅田町上納58-4

TEL 052(805) 1003 FAX 052(805) 1004

●メイトウ・ワークス（生活介護）

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊2-1303

TEL 052(702) 2864 FAX 052(701) 2079

●天白ワークス（生活介護）

〒468-0023 名古屋市天白区御前場町327

TEL 052(804) 5487 FAX 052(804) 5416

●はまなす（生活介護・相談支援）

〒465-0054 名古屋市名東区高針台1-911

TEL 052(704) 7551 FAX 052(704) 7552

●レジデンス日進

（施設入所支援・短期入所・生活介護）

〒470-0124 日進市浅田町上納58-4

TEL 052(805) 1003 FAX 052(805) 1004

●上ノ山ホーム（グループホーム）



← 『WORKS』バックナンバーはこちらから